

東日本大震災災害廃棄物の広域処理に関する陳情書

平成 24 年 7 月 3 日

大阪市会議長 辻 淳子 様

兵庫県〇〇〇〇  
松下〇〇

陳情書

[ 陳情趣旨 ]

大阪市の災害廃棄物の受け入れに反対します。

その理由と根拠は、日本環境学前会長・元大阪市立大学大学院教授・畑明郎氏の指摘する問題点にあります。

以下が、日本環境学前会長・元大阪市立大学大学院教授・畑明郎氏の指摘する問題点です。

2012. 6. 20

大阪府・市は、岩手県内の震災がれきを受け入れ、舞洲工場で焼却し、夢洲の北港処分場の陸域にゼオライトを敷いて、焼却灰を埋め立て処分する計画を進めようとしているが、その問題点を指摘する。

1. 岩手県の広域処理希望量は、当初 57 万トンとされていたが、5 月の見直しで 30 万トン（木くず 18 万トン、可燃物 12 万トン）と半減しており、現地処理が進み、広域処理の必要性は少なくなり、大阪府・市も受け入れ量を 18 万トンから 3 万 6 千トンに減らした。
2. 放射性セシウム濃度が 100 Bq/kg 以下としても、3.6 万トン受け入れれば、36 億 Bq もの膨大な放射性セシウムを舞洲や夢洲に持ち込むことになる。
3. 舞洲のごみ焼却炉のバグフィルターで全量の放射性セシウムが捕集できるとしているが、セシウムの沸点は 760℃ なので、通常 850℃ 以上の高温で焼却するので、がれき中のセシウムは揮発しガス状となる。ダイオキシン対策として水噴霧により 200℃ 以下にしてバグフィルターに入れるが、一部はガス状のまま煙突から放散され、析出したセシウムも超微粒子なので、バグフィルターで 100% 捕集できず、放散される。
4. 工場・事業所・建物などの津波被害によりがれき内には、重金属、有害化学物質、アズベストなどが含まれているが、そのチェックと対策は全くされていない。
5. セシウムは、カリウムやナトリウムと同じアルカリ金属なので、水に溶けやすく、国の個別評価でも焼却灰中のセシウム全量が雨水や海水に溶けると想定している。
6. 国の個別評価では、残余水面による希釈効果により、排水基準を満たすとしているが、排水基準の科学的根拠はうすく、残余水面も一般焼却灰の埋め立てで狭くなっていくので、長期的な希釈効果は望め

ない。

7. 処分場の周囲は遮水鋼矢板で遮水されているとするが、地下工事中の鋼矢板を見てもわかるように、完全な遮水はできないし、処分場底部の沖積粘土層に砂礫が含まれれば、底部からの漏水も避けられず、放射性セシウムの外洋への漏出が起こる。

8. ゼオライト層により放射性セシウムの吸着を図るとされるが、ゼオライトの吸着能力は、共存物質の存在に左右され、重金属類や塩分があると吸着能力が低下するし、環境条件の変化によりセシウムの脱着（溶出）が起こる可能性があり、半永久的ではない。

9. 国の個別評価では、陸域埋め立てすると、埋め立て層が沈下し、焼却灰底面と保有水位と接するとしており、残余水面でなく、処分場底部に漏出する危険性がある。

10. 国の個別評価でも、地盤高から津波被害を受ける可能性が指摘されており、処分場全体が水没する危険性があり、その場所に放射性セシウムが外洋に流出する。

11. セシウム 137 の半減期は約 30 年であり、数十年にわたってセシウムの管理をする必要があり、今後も継続してコストがかかる。

12. 希釈放流されたり、外洋に漏出した放射性セシウムは、海底の泥、水生生物、魚類などに蓄積し、福島沖の太平洋や東京湾のように底泥のホットスポットや汚染魚が、将来、大阪湾に発生する可能性があるため、がれきの受け入れは中止すべきである。

以上

以上の理由から、大阪市として、下記 3 点に取り組まれますよう、お願い申し上げます。

[ 陳情項目 ]

1. 放射能に汚染された可能性のある災害廃棄物は、その汚染が国または大阪府の示す基準値以下であっても受け入れないでください。
2. 国と大阪府に対し、災害廃棄物の広域処理計画の見直しを求めてください。
3. 東北や関東の放射能汚染地域から、避難や移住を希望する被災者の受け入れや、被災地への物的・人的・経済的支援を、より積極的に行ってください。